

TEIC ベンチャー支援事業 取扱要項

1. 趣旨

この要項は、一般社団法人東京起業推進センター（以下「法人」という。）が行うベンチャー支援事業に関し、必要な事項について定めるものとする。

2. 目的

このベンチャー支援事業は、法人が行う社会貢献の一環として、新たな産業及び社会的価値の創出が期待される研究成果・技術の実用化・事業化を支援することを目的とする。

3. 支援の概要

前項の目的に沿うものについて選定し、1件あたり上限50万円の支援を行う。

4. 応募資格

- ・科学技術の成果の実用化・事業化計画であり、新たな産業及び社会的価値の創出が期待されるものであること。
- ・自社の経営理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、ひいては経済全体の成長と国民の安定的資産形成に寄与する計画であること。
- ・創業5年以内であること。

5. 応募に際しての留意事項

(1) 申請内容については、次の諸点を評価する。

- ・発想の新規性、独創性
- ・計画の妥当性、実現性
- ・実施体制の妥当性
- ・将来の発展性

(2) 人権の保護および法令等の遵守への対応については、申請者が適切な対策と措置を講じること。

特に、申請者が東京理科大学等の研究室に所属している場合は、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解なく流用することの無いよう十分に注意すること。

(3) 申請者が学生の場合は、学業遂行に支障を来たさないよう十分に注意すること。

6. 応募方法

所定の応募申請書に定款、法人登記簿謄本、事業報告書、事業計画書及び出資の対価に関する書類（投資契約書、株価の根拠書類等）を添えて、事務局に提出するものとする。

なお、提出された書類は、採否の如何を問わず申請者に返却しない。

7. 審査方法及び結果の通知

法人は審査委員会を設け、申請者は当該委員会において計画の説明と質疑応答を行うこととする。

選考結果の通知は、申請後3ヶ月以内に本人宛に通知するものとする。

8. 報告義務

選定後、法人の支援を受けた申請者は、法人の代表理事に対し、中間決算後及び年度末決算後2ヶ月以内に、次に掲げる書類をそれぞれ提出しなければならない。また、提出書類について重要事項を変更した場合は、その変更後速やかにその旨と内容を法人に申し出なければならない。また、登記事項に変更が生じた場合には、変更事由を記載した書面及び変更後の登記簿謄本速やかに提出するものとする。

- (1) 中間決算書又は年度末決算書
- (2) 事業報告書
- (3) 次年度又は次半期事業計画書
- (4) 次年度又は次半期予算計画書
- (5) その他法人が必要と認めたもの
- (6) 登記簿謄本

9. 選定の解除又は返還

申請者が次の事由に該当する場合には、法人は申請者に対し何等の責も負担も負うことなく、選定の解除又は出資金の返還を求めることとする。

- ① 虚偽の内容による申請を行った場合
- ② 選定された内容の計画を実施しない場合又は中止した場合
- ③ 上記8. の報告を行わなかった場合又は虚偽の内容の報告を行った場合
- ④ 法人の社会的信用が損なわれ又はそのおそれが生じた場合
- ⑤ その他法人の支援の趣旨に著しく違背する行為があった場合

10. その他

応募内容の知的所有権は、当該申請者に帰属するものとするが、申請者が法人の支援に係る成果を発表するに当たっては、法人の支援に係るものであることを明らかにすること。

【照会先:事務局】

〒162-8601 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地 東京理科大学学務部学務課内
一般社団法人東京起業推進センター事務局

E-mail: admin@teic.tokyo

(電話による対応には応じられません)